

日＝日時・期間 定＝定員 費＝費用 共＝共催
場＝会場・場所 内＝内容 持＝持ち物 申＝申込・申請方法
対＝対象 講＝講師 主＝主催 問＝問合せ

📶＝オンライン開催 🖥＝HPで詳しく

👶 …こども・教育 🏠 …高齢者・介護 ♿ …障害のある方 👤 …事業者の方 👥 …すべての方 🤝 …人材募集



はがき・ファックス等の記入例

講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名 ②〒・住所 ③氏名(ふりがな)
④電話番号(往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。 ※費用の記載のないものは、原則として無料。
※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

ピックアップ

確定申告が始まります



申告期間

- ◆所得税・復興特別所得税 2月17日(月)～3月17日(月)
- ◆贈与税 2月3日(月)～3月17日(月)
- ◆個人事業者の消費税・地方消費税 2月17日(月)～3月31日(月)

※令和5年10月以降のインボイス発行事業者として登録した方は、消費税の申告が必要です。

問 ▶新宿税務署(〒169-8561北新宿1-19-3) ☎(6757)7776、▶四谷税務署(〒160-8530四谷三栄町7-7) ☎(3359)4451
▶国税庁ホームページ(右上二次元コード) 🌐 <https://www.nta.go.jp/>

スマートフォン・パソコンで確定申告ができます(e-Tax)

申告書の作成・送信は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー(右上二次元コード)」をご利用ください。マイナンバーカードをお持ちの方は、e-Tax(インターネットからの確定申告)を利用して、申告書の作成・提出ができるほか、マイナポータルと連携すると医療費やふるさと納税等のデータを自動入力できます。マイナンバーカードをお持ちでない方も、「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成できます。



e-Taxのメリット

- 添付書類の省略(一部)
- 印刷・郵送費不要
- 申告書作成会場への来場不要

スマホ申告作成会場を開設します

原則として、ご自身のスマートフォンで申告していただきます。

開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日、祝日等を除く)

※3月2日(日)は開場します。

受付時間 午前8時30分～午後4時(相談時間は午前9時15分～午後5時)

場所 ▶新宿税務署…新宿地区の方、▶四谷税務署…四谷・牛込地区の方

※会場への入場には入場整理券が必要です。LINEアプリ(右上二次元コード)の国税庁LINE公式アカウントを友だち追加)で事前発行しています。

※原則として、10日先の日程まで申し込みめます(来場日の2日前まで申し込み可)。

※入場整理券の配布状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。

※3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されます。2月中の来場をおすすめします。

※作成済みの申告書等の提出方法等詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

※駐車場は利用できません。



税理士による無料申告相談

所得税の申告の相談ができます。インターネットで申し込みめます。電話では申し込みません。一部、当日会場でも入場整理券を配布します(なくなり次第終了)。

※譲渡所得のある方、住宅借入金等特別控除の初年度適用の方、所得金額が高額な方や相続税・贈与税の申告相談のある方は相談できません。

●新宿税務署管内の方

日程	会場(地域センター)
1月28日(火)・29日(水)	落合第一(下落合4-6-7)
2月4日(火)～7日(金)、13日(木)・14日(金)	戸塚(高田馬場2-18-1)
相談時間 午前9時30分～12時、午後1時～4時	
受け付け時間 午前9時30分～午後3時	
申し込みサイト 🌐 https://coubic.com/shinjukuzei/booking_pages#pageContent	



●四谷税務署管内の方

日程	会場
1月27日(月)	四谷保健センター(四谷三栄町10-16)
1月29日(水)～31日(金)	榎町地域センター(早稲田町85)
2月5日(火)～7日(金)	若松地域センター(若松町12-6)
相談時間 午前9時30分～12時、午後1時～4時	
受け付け時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時	
申し込みサイト 🌐 https://coubic.com/yotsuyazei/booking_pages#pageContent	



確定申告の問合せ先

◆国税相談専用ダイヤル ☎0570(00)5901

(確定申告書等作成コーナーの操作方法は ☎0570(01)5901へ)

◆税務相談チャットボット(右上二次元コード)

質問を入力すると、AIを活用した「税務職員ふたば」(右図)が回答します。

